寒河江都市計画区域、河北都市計画区域、西川都市計画区域、朝日都市計画区域及び大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

～西村山圏域都市計画区域マスタープラン～

平成 31 年４月

山　　形　　県

目次

第１章　基本的考え方 1
第１　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 2
第２　広域的な都市計画区域マスタープラン 2
第３　都市圏域の設定 3
第２章　都市計画の目標 4
第１　目標年次 5
第２　都市計画区域等の範囲及び規模 5
１　都市計画区域 5
２　都市圏域 5
第３　基本理念 7
第４　将来都市像・市街地像 7
１　圏域の将来都市像 7
２　都市計画区域毎の将来市街地像 8
第５　西村山圏域の現状と課題 9
１　人口減少・高齢化社会の急激な進行 9
２　グローバル化時代への対応 10
３　頻発する大規模災害 11
４　環境問題と資源の制約への対応 13
５　県民ニーズの多様化 13
６　空き家・空き地の増加及び郊外開発の進行 13
７　高速道路や幹線道路の状況 13
８　西村山圏域らしい都市景観 14
９　既存ストックや資源の活用 14
第６　都市づくりの方針と取り組み方向 15
１　広域連携 15
２　多様な交流 15
３　まちなか賑わい 16
４　安全・安心 16
５　住民等との協働 17
６　県と市町との連携 17
第３章　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 19
第１　区域区分の決定の有無 20
第４章　主要な都市計画の決定の方針 21
第１　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 22
１　主要用途の配置の方針 22
２　市街地の土地利用の方針 23
３　その他の土地利用の方針 24
第２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 24
１　交通施設の都市計画の決定の方針 24
２　下水道及び河川の都市計画の決定の方針 25
３　その他の都市施設の都市計画の決定の方針 26
第３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 27
第４　自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 27
第５章　土地利用構想図及び都市施設配置図 29

第１章　基本的考え方

第１　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第６条の２に基づき都道府県が定めるものとされており、中長期視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めるものです。

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等の都市計画及び都市計画法第 18 条の２に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）は、都市計画区域マスタープランに即して定めることとなります。

なお、社会情勢の変化等への対応が必要となった場合は、都市計画区域マスタープランを適時適切に変更するものとします。

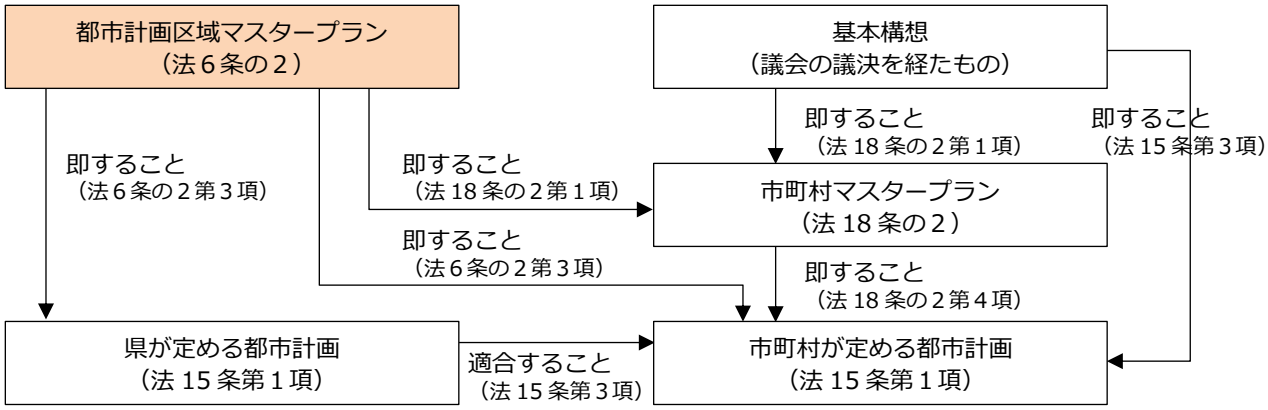

図１－１　マスタープランと都市計画の関係

第２　広域的な都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランを定めるにあたっては、必要に応じ、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案し、広域的課題の調整が図られるよう努め、また、当該都市計画区域の広域的位置づけを記述することが望ましいとされています。

本県では、少子高齢化を伴う人口減少社会の到来等、都市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、都市計画の方向性を示し、都市計画区域マスタープラン策定の指針とする「山形県都市計画基本指針」（平成 13 年度策定）を平成 28 年４月に見直しました。

山形県都市計画基本指針では、都市計画の枠組みにとどまらないまちづくりの新たな取組みが求められていることから、複数の都市計画区域を含む区域を対象とした、山形らしい都市づくりの６つの方針（広域連携、多様な交流、まちなか賑わい、安全・安心、住民との協働、県と市町との連携）を新たに定め、都市づくりの方向性を示すこととしました。

この６つの方針を勘案し、都市施設の相互利用や交流連携の取組み、複数の都市が連携した持続可能な都市づくり等の広域的な視点で都市計画区域マスタープランを策定することとしています。

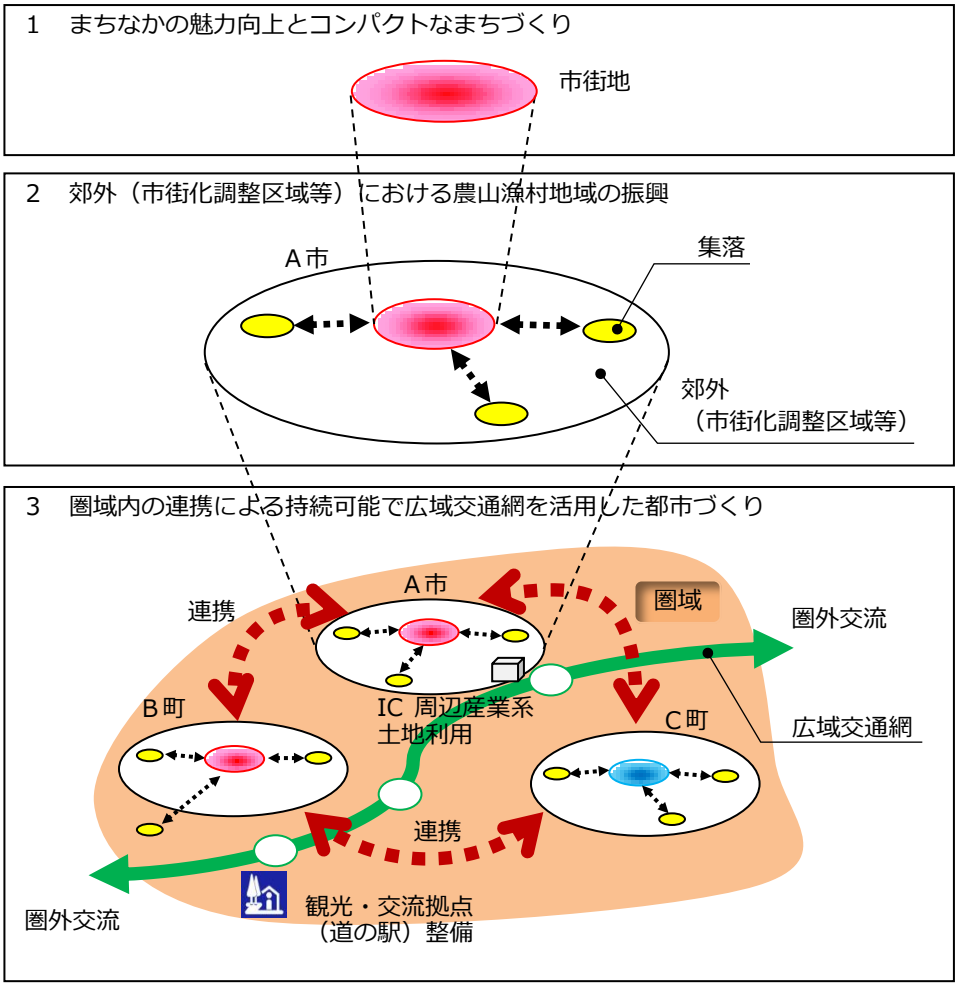

図１－２　山形県都市計画基本指針における都市づくりイメージ

第３　都市圏域の設定

広域的な都市計画区域マスタープランの策定単位として、これまでの生活圏や歴史的な結び付きの観点から、密接な関係にある寒河江市、河北町、西川町、朝日町及び大江町を区域とする都市圏域を設定します。

なお、将来的には生活圏の拡大等の状況に合わせた都市圏域の見直しを行っていきます。

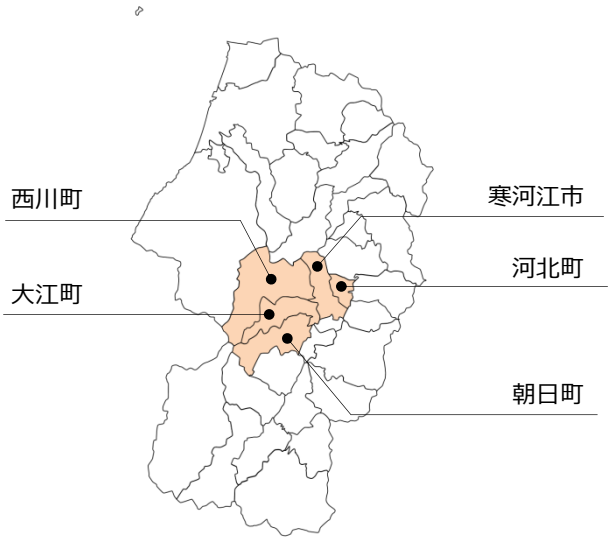

図１－３　西村山都市圏域

第２章　都市計画の目標

第１　目標年次

目標年次を 2035 年とします。

・基準年次は 2015 年（平成 27 年：国勢調査実施年）とします。
・都市計画区域マスタープランにおいては、概ね 20 年後の都市の姿を展望し、目標年次を 2035 年とします。
・「区域区分」に関する事項及び「主要な都市計画の決定の方針」のうち「主要な施設の整備目標」に関する事項については、概ね 10 年後の 2025 年を想定又は目標年次とします。

第２　都市計画区域等の範囲及び規模

１　都市計画区域

都市計画区域の範囲及び規模は次のとおりとします。

区分	市町名	範囲	規模（ha）
寒河江都市計画区域	寒河江市	行政区域の一部	5,109
河北都市計画区域	河北町		3,511
西川都市計画区域	西川町		5,844
朝日都市計画区域	朝日町		606
大江都市計画区域	大江町		785

２　都市圏域

西村山都市圏域（以下「西村山圏域」という。）の範囲及び規模は次のとおりとします。

区分	範囲	規模（ha）
西村山都市圏域	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町の行政区域の全部	93,556

図１　西村山圏域の都市計画図

第３　基本理念

山形県都市計画基本指針で掲げた次のことを基本理念とします。

鮮やかな四季と歴史・文化が調和する交流都市の創造

本県は、精神性の高い伝統文化、助け合いの精神が根ざしている県民性、豊かな自然と文化に培われた四季折々の景観等、多様で特色ある地域資産に恵まれています。

そのため、本県の都市では、都市の歴史や彩りある四季の景観、そこで生まれた文化等を大切にした基盤づくりを進め、安定した生活基盤を築くことが重要です。

また、人口減少や高齢化が急激に進むなか、先人から受け継がれた自然と文化を継承しつつ、これらを活かし発展させ県内外との交流を促進すること、県民一人ひとりが喜びと幸せを実感し生きがいや充実感を持っていきいきと輝いて暮らしていくこと、この実現に向け多種多様な力を発揮できる都市を創造すること等が求められています。

このことから、山形県都市計画の基本理念を「鮮やかな四季と歴史・文化が調和する交流都市の創造」とし、今後の都市計画行政に取り組んでいきます。

第４　将来都市像・市街地像

１　圏域の将来都市像

（１）　子どもや孫も山形でいきいき暮らせる持続可能な都市

豊かな自然環境を支える中山間地をはじめ、中心都市と周辺の中小都市の広域的な連携が強化されているとともに、災害に強くコンパクトで効率的な市街地整備や自動車に過度に依存しないまちづくりが進み、地球環境にやさしい持続可能な都市が形成されています。

西村山圏域の各都市を結ぶ東北横断自動車道酒田線、国道112号、国道287号等による広域道路網、ＪＲ左沢線等の交通ネットワークの充実が図られ、都市内外をつなぐ公共交通の利便性が高められています。

併せて、公立病院間の連携、健康づくり拠点の整備等が推進され、地域医療体制の充実が図られています。

（２）　創造力豊かな山形の産業が成長する活力ある都市

都市基盤・都市機能の充実、雇用の場の確保等が進み、圏域の産業が成長する活力ある拠点が形成されています。

高速道路等の広域的な物流ネットワーク機能が強化・活用されるとともに、インターチェンジ周辺における産業系土地利用が進み、企業誘致や地域資源を活用した地域産業の振興により、産業の活性化が図られています。

（３） 人にやさしく美しい山形へ訪れたくなる魅力ある都市

それぞれの都市が持つまちなかの回遊性や、文化や歴史、自然を活かしつつ、社会的、文化的に価値の高い都市空間が形成され、県内外から多くの人が訪れる文化や地域の魅力を活かした風格のある都市づくりが実現しています。

圏域内に点在する慈恩寺、出羽三山等の歴史文化資産を回遊する観光ネットワークが形成され、観光、交流等が活性化しています。

２ 都市計画区域毎の将来市街地像

（１） 寒河江都市計画区域

・本区域は、長岡山（寒河江公園）を中心に市街地が形成され、住宅地、商業地、工業地等が明確に区分されています。

・都市機能を結ぶ環状道路が整備され、環状道路内へ市街地が集約するコンパクトな市街地が形成されています。

・ＪＲ寒河江駅から市役所にかけての中心市街地は、商業、業務、娯楽等の都市活動の中心地が形成されています。

・市街地の中心を南北・東西に縦横断する（都）寒河江川橋最上川ふるさと公園線及び（都）柴橋日田線の都市軸の沿道や近接地に商業施設が配置されています。

・中心市街地周辺の寒河江地区、西根地区の歴史・文化的遺産が保全され、歴史的雰囲気が保たれています。

・ＪＲ寒河江駅西側には、生活基盤の整った良好な住宅地が維持されています。

・寒河江中央工業団地は、地域産業の中核として周辺地域との調和を図りながら産業の集積が図られています。

（２） 河北都市計画区域

・町役場、地域交流センター等の既成市街地の中心部がにぎわいの拠点となり、交流を高める都市機能が集積しています。

・産業振興の基盤となる産業拠点の谷地工業団地及び花ノ木工業団地では、企業誘致が進むとともに、広域道路網の利便性が確保され、生産性が向上しています。

・市街地中心部及びその周辺の住宅地は、まとまりのある住宅地として良好な環境が維持されています。

（３） 西川都市計画区域

・間沢及び海味地区は、役場、町立病院等が立地し、自然環境と調和が図られた良好な生活環境が維持され、定住化が促進されています。

・町の中心部は、交流地区として道路や公園のほか、生活利便施設の整備により公共公益施設の充実が図られています。

（４） 朝日都市計画区域

・宮宿地区は、生活拠点として、周辺の恵まれた自然環境と調和し、生活の利便性が向上しています。

・交流拠点として、地域情報を発信する文化交流施設や、基幹産物や歴史文化を取り入れた「町の顔」となる空間が創出されています。

（５） 大江都市計画区域

・中心市街地を構成する左沢地区は、利便性の高い住宅地が形成されるとともに、日常生活を支えるサービスを提供する生活拠点が形成されています。また、町民や来訪者の交流を促す場や利便性を活かした居住の場を提供しています。

・藤田工業団地は、中心的な産業・雇用拠点として、機能の充実化が図られています。

・本郷地区、左沢地区（山田原）及び藤田地区は、自然環境と調和する、ゆったりとした住宅地が形成されています。

・左沢地区は舟運文化の名残りを感じさせる蔵づくりの街並みがあり、防災に配慮され、個性豊かな美しい街並みが保全されています。

・楯山公園は市街地や田園地域を見渡せる眺望空間であり、雄大な自然景観を形成する最上川、月布川は最上橋等の橋とともにシンボル的な景観が形成され、特に、市街地に接する最上川は、イベントの場としても利用されています。これらの良好な景観が保全され、市街地の借景として利活用が図られています。

・良好な自然資源が豊富に存在する本区域においては、開発規制により自然資源が保全され、テルメ柏陵、柳川温泉等の観光拠点とともに文化交流を促す都市が形成されています。

第５　西村山圏域の現状と課題

１　人口減少・高齢化社会の急激な進行

西村山圏域の人口は、2015 年で約 81.4 千人であり、1995 年からの 20 年間で約 12.7%（11.9 千人）減少しています。特に、都市計画区域外では、2005 年からの 10 年間の人口減少率が約 33.2%と人口減少が著しく進んでいる状況です。本圏域内の人口減少は今後も加速度的に進み、2045 年には約 52.3 千人になるとされ、30 年間で約 35.8%の減少が予測されています。

併せて、2015 年の高齢化率は約 32.8%と県全体（約 30.9%）より高く、2045 年には約 44.8%まで上昇することが見込まれる等、急激な人口減少及び高齢化社会を迎えることが予測されています。

そのため、従来の拡大型の都市づくりから、医療、福祉等の都市機能を適正に配置し、人口規模に即した効率的な都市づくりへの転換が求められています。

表２－１　圏域人口及び高齢化率の推移と予測　（単位　人口：千人　高齢化率：%）

区分	1995 年 (平成 7 年度)	2005 年 (平成 17 年度)	2015 年 (平成 27 年度)	2035 年	2045 年
圏域人口	93.3	89.7	81.4	62.4	52.3
都市計画区域内人口	61.9	※82.9	76.9		－
都市計画区域外人口	31.4	※ 6.8	4.5		－
高齢化率	22.3	27.8	32.8	41.6	44.8

※都市計画区域の変更（河北都市計画区域（H11）、寒河江都市計画区域（H14））に伴う増減

【出典：国勢調査（H27）、国立社会保障・人口問題研究所（H29）、各市町調べ】

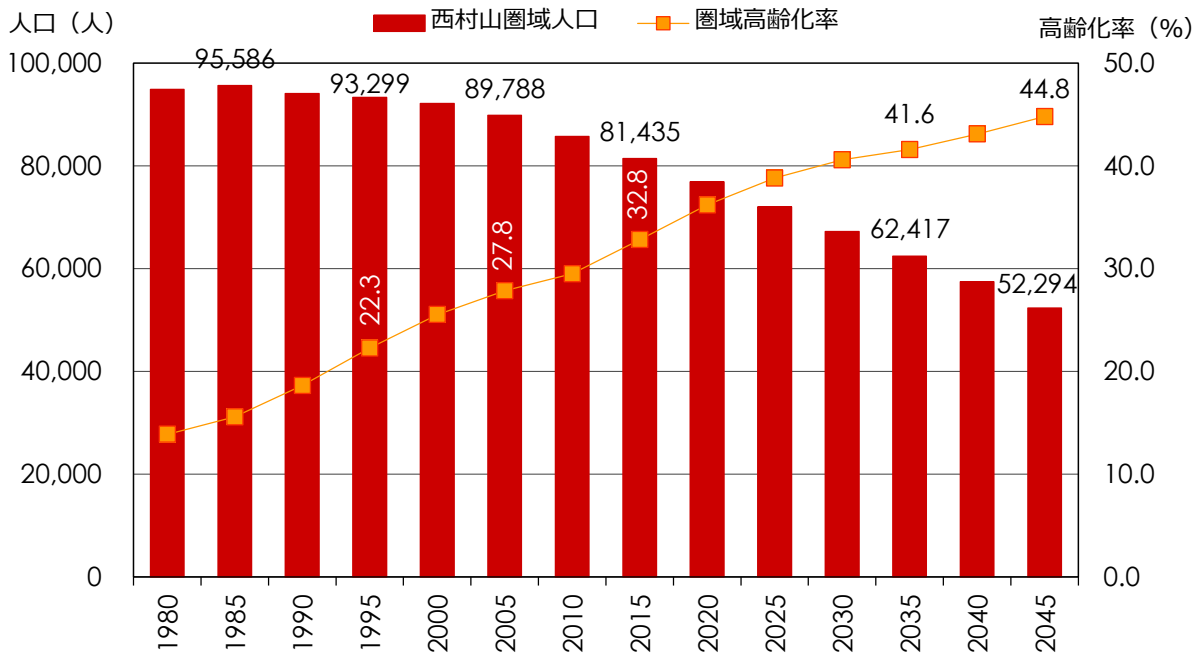

図２－１　圏域人口及び高齢化率の推移と予測

２　グローバル化時代への対応

本圏域では、表２－２に示すとおり、第２次産業の就業人口割合は約 33.5%で、県全体の約 29.1%に比べ 4.4 ポイント高く、第２次産業への就業割合が多い状況にあります。圏域内には、寒河江中央工業団地と谷地工業団地といった工業拠点を中心に工業地が点在しており、表２－３に示すとおり、圏域内の製造品出荷額は 198,774 百万円と、2005 年からの 10 年間の推移では県全体が減少（約 11.8%）している中で出荷額を維持している状況です。

また、本圏域への観光者数は 2015 年で 5,805 千人と 10 年間で約 1.4 倍に、村山地域への外国人旅行者数は 2017 年で 107,117 人と 10 年間で約 2.6 倍に大きく増加しており、交流人口の更なる拡大のため、観光面での都市間連携、訪日外国人旅行者の受入等を進めていくことが重要です。

表２－２　産業別就業者数　（単位　就業者数：人　人口割合：%）

区分	就業者数（2015 年）　※(　　)内は就業人口割合		
	第１次産業	第２次産業	第３次産業
就業者数（西村山圏域）	5,211 (12.5)	13,925 (33.5)	22,472 (54.0)
就業者数（県全体）	51,681 (9.4)	159,873 (29.1)	338,284 (61.5)

【出典：国勢調査（H27）】

表２－３　製造品出荷額等及び観光者数　（単位　出荷額等：百万円　観光者数：千人）

区分	2005 年 (平成 17 年度)	2010 年 (平成 22 年度)	2015 年 (平成 27 年度)
製造品出荷額等	197,343	201,697	198,774
観光者数	4,113	3,407	5,805

【出典：山形県の工業、山形県観光者数調査】

表２－４　外国人旅行者数　（単位　人）

区分	2007 年 (平成 17 年度)	2012 年 (平成 24 年度)	2017 年 (平成 29 年度)
村山地域	41,786	18,426※	107,117

※東日本大震災の影響で一時的に減少

【山形県観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課資料】

３　頻発する大規模災害

本圏域では、表２－５が示すように、土砂災害警戒区域が619箇所指定され、うち413箇所が特別警戒区域に指定されており、近年頻発する集中豪雨により、洪水や土砂災害が発生している状況です。そのため、ハード整備、警戒避難態勢の構築等のソフト対策の他、災害リスクのある土地は居住を誘導する区域に含めないこと等が求められています。

併せて、要緊急安全確認大規模建築物等の公共施設10棟全てで耐震化等が進められており、市街地における建築物の耐震化、不燃化の促進、避難場所の確保等により、様々な災害に備えた市街地の防災性を高めていくことが必要です。

また、市街地の中心部においても最大積雪深が１ｍを超える等、降雪量が多い地域であるため、冬期間も安定した都市・経済活動が営めるよう、雪に強い交通基盤、安定した除雪体制の確立等が求められています。

表２－５　土砂災害計画区域指定箇所数

市町	土砂災害警戒区域指定箇所数　※(　　)内は特別警戒区域数			
	土石流	地すべり	急傾斜地	計
寒河江市	34（ 13）	14（ 0）	84（ 79）	132（ 92）
河北町	9（ 6）	2（ 0）	15（ 14）	26（ 20）
西川町	54（ 32）	36（ 0）	85（ 82）	175（114）
朝日町	49（ 26）	41（ 0）	96（ 90）	186（116）
大江町	33（ 24）	20（ 0）	50（ 49）	103（ 73）
合計	178（100）	113（ 0）	328（312）	619（413）

【山形県県土整備部砂防・災害対策課資料（H28）】

表２－６　公共施設の耐震化状況

区分	建物の名称	耐震改修等の予定
要緊急安全確認大規模建築物 ※S56.5.31 以前に建築された避難上配慮が必要な大規模建築物等	寒河江市役所庁舎	免震改修済み
	村山総合支庁西庁舎中央棟	耐震改修済み
	寒河江市民体育館	改修不要
	河北病院東病棟	耐震改修済み
	寒河江市立高松小学校校舎棟	耐震改修済み
	寒河江市立陵東中学校校舎棟	耐震改修済み
要安全確認計画記載建築物 ※S56.5.31 以前に建築された災害対策本部となる庁舎等	河北町役場庁舎	建替え予定
	西川町役場庁舎	耐震改修済み
	朝日町役場庁舎・開発センター	耐震改修済み
	大江町役場庁舎	耐震改修済み

【山形県県土整備部建築住宅課資料（H30）】

表２－７　積雪状況

（単位　cm、回）

観測点	5ヶ年平均（2011-2015 年）		
	累計降雪深	降雪頻度回数（10cm 以上）	最大積雪深
寒河江（寒河江市）	465	19.0	77.0
谷地　（河北町）	499	18.6	122.6
海味　（西川町）	899	35.4	117.6
宮宿　（朝日町）	549	23.6	107.4
左沢　（大江町）	639	26.8	101.0

【出典：山形県除雪事業計画書（H29）】

4　環境問題と資源の制約への対応

地球温暖化の進行をはじめ、世界人口の爆発的な増加等に伴う資源・エネルギーの枯渇、環境悪化等、資源と環境に関する課題が世界的に重要な問題となっており、地球規模での対応が迫られています。

資源の有効活用や循環を重視する等、環境負荷が小さく持続可能な都市への転換が求められ、本圏域においても、豊かな自然を保全・継承し、環境との共生を図ることが必要とされます。

5　県民ニーズの多様化

平成26年度の県政アンケートでは、住んでいる地域の状況に係る要望項目として、働く場の確保が上位になっています。併せて、買い物、除雪等の一人暮らし高齢者への支援、公共交通の確保、地域の賑わいづくりへの支援、空き家対策・利活用方策、耕作放棄地や森林の荒廃への対策等、人口減少に起因する課題への要望が多くなっています。

また、地域の賑わいづくり、伝統行事への支援等、地域づくりへの要望もあり、県民ニーズが多様化しています。

そのため、県民ニーズの高い就業環境の改善や高齢者の生活支援の充実、公共空間におけるユニバーサルデザインの対応、まちなかに様々な交流を生む広場等を創出していくことが求められています。

6　空き家・空き地の増加及び郊外開発の進行

本圏域では、人口減少や郊外開発の進行に伴う空き家・空き地が増加しており、防災、防犯、環境衛生、風景・景観、地域活性化、まちづくり等の課題が顕在化しています。

また、既成市街地においては、建物の密集や土地権利関係の複雑化、用地取得のコスト負担等によって、基盤整備が進みにくい状況にあります。

そのため、空き家・空き地や既存ストックを活用しながら、都市機能の集積等により市街地を活性化させていくことが求められています。

7　高速道路や幹線道路の状況

村山地方の高速道路供用率は約72％（2018年４月）と高く、国道112号、国道287号、国道458号等と合わせた広域道路網が形成されています。しかしながら、東北横断自動車道酒田線に未整備区間が存在し、冬期間は雪による交通障害が発生しています。

そのため、年間を通して安心で安全な交通ネットワークを確保し、産業の活性化や交流人口の拡大へ繋げていくことが重要です。

表２－８　高速道路供用率　（単位：%）

区分	2015 年 (平成 27 年度)	2016 年 (平成 28 年度)	2017 年 (平成 29 年度)	2018 年 (平成 30 年度)
村山地域	67.9	67.9	71.6	84.7（予定）

【山形県県土整備部都市計画課調べ】

8　西村山圏域らしい都市景観

本圏域には、最上川、寒河江川等の美しい河川が流れ、葉山や月山朝日連峰をはじめとする豊かな自然環境と、各都市に残された文化財等の歴史的財産や最上川舟運により発達した文化により、西村山圏域らしい特徴ある都市景観をつくり上げています。

これらの優れた都市景観は、生活や文化を映す鏡ともいわれ、世代を超えて継承すべき財産として都市空間づくりへ活用していく必要があります。 山形県では、県内の優れた景観を観光等に繋げていくため、「やまがた景観物語おすすめビューポイント 53」を選定しており、本圏域からは５つのビューポイントが選定されています。

なお、大江町においては、地域の実情に応じたきめ細かな景観の保全・活用を促進するため、平成 19 年度より景観行政団体に移行し、景観重要構造物及び景観重要樹木の指定を行ったほか、平成 24 年度には「最上川の流通・往来及び左沢の町場景観」が国の重用文化的景観に選定され、自然、歴史、文化を活かした地域づくりが行われています。

大江町左沢（左沢の街並み）

寒河江市（最上ふるさと総合公園）

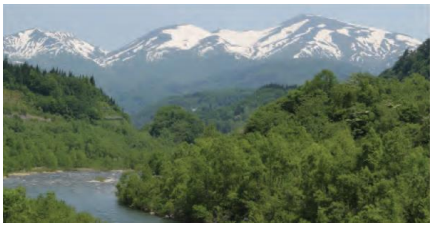

西川町大井沢（寒河江川と月山）

写真２－１　西村山圏域のビューポイント（抜粋）

9　既存ストックや資源の活用

人口減少の進行により、今後は財政制約が高まり、都市機能を整備することがより困難になると見込まれています。このため、商業施設、福祉施設等の既存ストックや、歴史的建築物等の観光資源を活かすことが必要となってきます。

単独の都市で整備・維持することが困難な医療施設、下水道等の都市機能については、圏域内の都市間連携を推進し、連携・補完等を通して、効率的に維持・確保していくことも重要になってきます。

第６　都市づくりの方針と取り組み方向

１　「広域連携」　～都市間連携を推進する都市づくり～

広域的な都市の連携を検討し、都市機能の相互補完等の持続可能な都市経営に向けた取組みを推進します。

（１）　広域的な連携に向けた取組み

・圏域内の各都市と県で連絡調整会議等を開催し、共通課題の認識やビジョンの共有化を進め、各都市の都市計画への反映を図ります。

・広域調整会議等により、周辺都市への影響が大きい都市計画を調整する仕組みづくりを推進します。

（２）　都市機能の相互補完

・質の高い都市生活サービスを維持・確保するため、圏域全体を視野に入れ、各都市が連携して医療、福祉等の都市機能の効果的な整備と補完を行う取組みを推進します。

・生活圏の重なる東南村山圏域や北村山圏域との連携を図ることにより、持続可能で、共存・共栄する都市づくりを一層促進します。

（３）　広域交通ネットワークの整備

・広域的な連携・交流を支える交通ネットワークの整備を推進し、歴史文化資産や道の駅を結ぶ観光ネットワークの形成等の圏域が一体となった観光振興や防災機能のネットワーク化を促進します。

（４）　高速道路を活用した県外との連携

・コンパクトなまちづくりに資するため、高速道路ネットワークを活用し、他県との物流、防災、医療等の様々な連携の強化を図ります。

２　「多様な交流」　～都市の魅力を活かした活力ある都市づくり～

本圏域は、美しい山並み、田園風景等の優れた自然景観を有するとともに、都市部においては地域の歴史的建造物、古い街並み、まちなかに残されている蔵や堰といった人々の営みの風景等の優れた景観を有しています。これら圏域の自然、文化、歴史的な魅力を活かした多様な交流により、活力ある都市づくりを推進します。

（１）　魅力ある景観の整備、活用

・最上川、葉山、月山朝日連峰等の自然景観及び慈恩寺、出羽三山等の歴史文化を大切にしながら、引き続き良好な景観を保全していくとともに、交流人口の拡大にも目を向けた観光資源としての景観の整備、活用を図ります。

（２）　出会い・交流拠点の創出

・まちなかの公園、駅周辺部、道路等の公共空間、空き家等を活用し、地域の賑わいや交流拠点として活用できるまちづくりを推進します。

（３）　高速道路等を活用した県内外との交流促進

・高速道路、鉄道等の広域的な交通ネットワークと物流ネットワーク機能を強化します。

・高速道路ネットワークによる他県及び他圏域との接続により、人・物・情報・文化等が行き交う新たな交流拠点づくりを促進し、都市の活性化を図ります。
・自転車利用者の健康の増進、サイクルツーリズムによる観光の振興、環境負荷の低減等に資する自転車の活用推進を図るため、都市内及び都市間における自転車通行空間のネットワーク形成を推進します。

（４） 都市と農村地域、都市間の交流

・農村地域の優れた地域資源を活用した体験学習や市民農園の開設等、農地等の有効活用を進め、都市住民との交流を促進します。
・地域の資源や特性を活かし、都市間相互に連携しつつ、ＵＩＪターン希望者の二地域居住や空き家への移住、滞在等を促進します。

３ 「まちなか賑わい」 ～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～

人口減少時代において住民生活の質が低下する前に、複数の市町が連携して機能補完を図りつつ、駅等を中心とした徒歩圏におけるまちの魅力を高めて、まちなかに都市機能と居住を誘導し、コンパクトな中にも賑わいのあるまちづくりを進めること等により、安心して暮らしていける都市づくりを推進します。

（１） 立地適正化の促進

・既成市街地の活性化に向けた居住・商業機能の土地利用、適切な再配置等を中心とするコンパクトな都市づくりを促進します。
・立地適正化計画等に基づく市街地再開発事業を支援し、商業をはじめ、まちなか居住や医療、福祉、子育て施設等の多様な機能を集積します。

（２） 空き家・空き地の利活用

・空き家対策計画等に基づく活用施策の取組みを促進します。
・空き家・空き地を活用した広場等の創出、二地域居住の促進、ゆとりある広さの住宅地への転換等により、賑わいとゆとりのある居住環境の形成やコミュニティが維持できる都市づくりを促進します。

４ 「安全・安心」 ～いのちを守る都市づくり～

地震災害、津波災害、水害、土砂災害、雪害等の被害軽減に向けて、施設整備、ソフト対策等による防災まちづくりの積極的な取組みを推進します。

（１） 施設整備等の推進

・緊急輸送道路等の無電柱化、狭溢道路の改善、避難場所としても機能するオープンスペースの確保等を推進します。
・雪に強い交通基盤やライフラインの確保、流雪溝や融雪施設の整備を推進します。併せて、除雪の路線交換や代行除雪、地域住民との協働等による除排雪システムを確立し、雪に強い都市づくりを推進します。
・水害や土砂災害対策として、河川・砂防施設の効果的な整備、人命保護を最優先にした警戒避難体制の確立、住民との協働等による効率的・効果的な維持管理を推進します。

・市街地における建築物の耐震化、不燃化の促進、避難場所の確保等により、災害に備えた市街地の防災性を高めていきます。
・防災や防犯に配慮した都市環境の整備・管理を推進し、安全で安心して暮らせる都市づくりを促進します。

（２）　都市計画における対応

・立地適正化計画等に基づく居住誘導区域の設定等に際しては、災害の危険が高い地域は新たな市街地に含めないことを基本とします。
・既成市街地の空き地を雪捨て場として利用する等の空き家・空き地の利活用のための計画づくりを促進します。
・既成市街地においては、地区計画に基づく住宅のセットバックによる道路幅員、オープンスペースの確保等を促進します。
・細街路が混在する市街地等では、市街地再開発事業等により防災性の向上を図ります。
・都市機能が集積し、人が集まる地域では、防火・準防火地域の指定を促進します。

５　住民等との協働

県民、事業者、大学生、高校生等の多様な主体が連携・協働して、人々が交流する賑わい空間づくりや都市の個性や資源を活かした圏域らしいまちづくりを促進します。

（１）　県民意見の反映機会増加の取り組み

・多様な主体によるまちづくりを実現するために、都市計画やまちづくりに関する情報提供を積極的に推進します。
・住民のニーズをきめ細かく把握するため、都市づくりに関するアンケート調査、ワークショップ等を開催し、住民の声を施策に反映する機会づくりを促進します。

（２）　まちづくり活動への支援

・多様な主体が自ら実践するまちづくりを支援し、持続的なまちづくり活動を促進します。
・多様なまちなかコミュニティビジネスを創出する若者等の活動を促進します。
・次世代を担う子どもたちが地域への関心を高め、地域社会と積極的にかかわる姿勢を育むため、子どもたちが参加できるまちづくりワークショップ、まちづくり学習等の活動を促進します。

（３）　提案制度の活用

・都市計画への主体的な住民参加を促進するため、提案制度の活用を促進します。

６　県と市町との連携

人口減少に伴い、各都市単独で様々な都市機能全てを整備・維持することがより困難になることが見込まれます。このため、県と市町が連携して広域的な都市間の連携、都市機能の相互補完等を促進し、土地利用をはじめ、都市基盤を効率的に維持・確保していく取組みを推進します。

・県と市町が連携し、都市づくりの方向性等の広域的な都市圏構造の共有化を図り、都市間の連携や都市機能の相互補完を促進します。
・用途地域、都市計画道路等の個々の都市計画の決定にあたっては、隣接する都市計画区域との整合性をとり、連携を図ります。

第３章　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

第１　区域区分の決定の有無

本圏域の５つの都市計画区域については、区域区分を定めないものとします。

都市計画区域	区域区分	理由
寒河江都市計画区域 河北都市計画区域 西川都市計画区域 朝日都市計画区域 大江都市計画区域	無	1　市街化の動向 ・本圏域の都市計画区域内人口は減少しており、今後も引き続き減少傾向が継続することが予想されます。 ・開発行為の多くは用途地域内に見られ、用途地域外に見られるものの多くは既存集落内のもので、市街化拡大の圧力は低い状況にあります。 ・用途地域が指定されていない区域のほとんどは、農業振興地域や森林地域となっており、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等による適正な土地利用の規制・誘導が図られています。 2　各市町の都市づくりの方向性 ・各市町において、人口減少と少子高齢化を都市の課題として捉え、都市機能の集約、中心市街地の活性化、地域コミュニティの維持等、既存の市街地及び集落の維持を都市づくりの方向性として掲げています。 以上より、無秩序な市街地拡大を抑制することが可能なため、区域区分を定めないこととします。

第４章　主要な都市計画の決定の方針

第１　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

都市機能及び生活機能を確保するための用途の誘導を図りながら、定住化の促進のために安心して暮らすことのできる地域拠点及び産業拠点を形成・育成していきます。

地域拠点は、地域の特性に応じて、業務、商業、医療、福祉等の生活機能を集積する商業系用途地域を主とした指定により、各地域の中心性を備えた活力ある生活拠点とします。

地域拠点　：　寒河江市本町、河北町谷地、西川町間沢・海味、
朝日町宮宿、大江町左沢

産業拠点は、周辺の自然環境、住環境との調和に配慮しつつ、産業機能の維持・増進を図り、各地域の産業基盤を支える拠点とします。

産業拠点　：　寒河江中央工業団地、谷地工業団地

１　主要用途の配置の方針

土地の利用について、以下のとおり分類し、都市計画区域の中に配置していきます。

（１）　商業地

・現行の商業系用途地域を商業地として位置づけ、土地の高度利用を図りながら、買い物、業務の利便性の向上を図るとともに、飲食、文化、スポーツ、教養等の機能の充実を図り、中心商業地の形成を推進します。

都市計画区域	地域
寒河江	JR 寒河江駅周辺、市役所周辺
河北	町役場周辺
大江	左沢地区中心部

（２）　工業地

・現行の工業系用途地域を工業地として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業地外に立地する既存工場の移転・集約化を図りながら機能の維持・増進を図ります。

都市計画区域	団地・地区・地域
寒河江	寒河江中央工業団地
河北	谷地工業団地、花ノ木工業団地
西川	国道 112 号沿い、西川インターチェンジ周辺
朝日	西原工業団地、清水工業団地
大江	藤田工業団地

（３） 住宅地

・現行の住居系用途地域を住宅地として位置づけ、低未利用地の解消を図る等、住環境の向上を図ります。

・市街地中心部は中層住宅もある程度誘導する用途とし、その他の住宅地は低層住宅を主とした用途とし、良好な住環境を誘導します。また、配置すべき人口等を適切に収容し得る規模とします。

・地域特性や地域の目指すまちづくりのニーズに応じた良好な住環境を確保するため、必要に応じて地区計画制度の活用等を推進します。

２ 市街地の土地利用の方針

（１） 土地の高度利用に関する方針

・良好な住環境の確保や業務の利便性を向上する適正な土地利用を誘導するため、用途地域を適切に指定します。

・用途地域等の指定については、立地適正化計画や将来土地利用との整合に配慮し行うものとします。

・既成市街地において、地区計画、特別用途地区等を重層的に指定する等、地域地区を有効に活用し、防災性の向上や街なみ景観形成、空き家・空き地等の対策強化を図り、まとまりをもった地区の特性に応じたきめ細かな土地利用の規制・誘導を図ります。

・中心市街地での集合住宅や複合施設の立地を促進し、土地の有効利用を図ります。

・まちなかにある遊休施設等の有効活用を図る土地利用を進めます。

・大規模集客施設については、立地適正化計画等により計画的な立地誘導を図り、用途白地への立地を抑制します。

（２） 住環境の改善又は維持に関する方針

・住居系に特化した地域では、地区特性をふまえた用途地域の見直しや地区計画制度の活用により住環境を保全します。

・まちなか住環境保全のため、高度地区の指定等、建物高さのルールづくりを促進します。

・工業系に特化した地域では、特別用途地区、地区計画等の指定により操業環境と住環境との調和の向上等を図ります。

（３） 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

・最上川、葉山、月山等の自然景観及び慈恩寺、出羽三山等の歴史文化を大切にしながら、建築物の無秩序な高層化や意匠を抑制し、良好な景観を保全していくとともに、観光資源としての整備と活用を図ります。

・公共施設の緑化と併せて、計画的な市街地整備を行う地区では、地区計画制度、緑地協定等を活用し、潤いのある空間の形成を図ります。

３　その他の土地利用の方針

（１）　優良な農地との健全な調和に関する方針

・市街地周辺に広がる田園風景は、景観資源の一つであるとともに、生産供給の場でもあり、農業の振興と地域の個性を創出する農村風景の保全のため、適正な土地利用誘導のもと、原則として優良な農地の転用による市街地の拡大は行いません。

（２）　災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

・災害の危険性が高い地域は新たな市街地に含めないことを基本とします。

（３）　自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

・山地・丘陵地系緑地、農地等の良好な自然環境を保全し、市街化を抑制します。

（４）　秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

・地域の振興が必要とされる場合等にあっては、既存市街地の都市的土地利用に影響を与えないよう、用途地域の指定、地区計画の活用等により、計画的な土地利用を促進します。

・高速道路のインターチェンジ周辺は、産業拠点形成の開発ポテンシャルを有している場合が多いことから、用途地域の指定、地区計画の活用等を図り、周辺の土地利用や農林業との調整や自然環境との調和に配慮しながら、計画的な産業系土地利用を促進します。

第２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１　交通施設の都市計画の決定の方針

（１）　基本方針

・高齢化社会への対応や環境負荷の軽減を図るとともに、魅力ある街路空間の創出やまちなか観光を促進するため、バス等の既存公共交通を含めた総合的な交通体系の構築、自転車通行空間の整備、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画の策定等により、交通の確保及び利便性の向上を図ります。

・都市内交通の円滑な交通及び災害時のライフラインを確保するため、幹線道路の整備にあたっては、県外と連絡する東北横断自動車道酒田線、国道112号、国道287号、国道458号等の都市間を連絡する幹線道路の整備を進めるとともに、市街地の緊急輸送道路の無電柱化、流雪溝、融雪施設等の整備を推進し、都市の骨格の形成を推進します。

・都市計画道路で、長期未着手となっている路線については、社会状況の変化を踏まえ、計画の必要性、事業の実現性等を総合的に検証し、計画の見直しや廃止を行います。

・都市計画道路の見直しにあたっては、道路の拡幅が個性的で魅力ある街なみの消失に繋がる場合もあることから、住民等の意見を十分聴取し、街なみの保存という選択肢も視野に入れながら見直しを行います。

（２）　主要な施設の配置の方針

基本方針に基づき、都市計画道路を中心に以下のとおり配置します。

・自動車専用道路（圏域内外の広域的な連絡）

東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）

・主要幹線道路（圏域内の連絡）

国道 112 号[(都)皿沼八鍬線]、
国道 287 号[(都)高関要害線、(都)前小路谷地橋線、(都)前田沢西町線]
国道 347 号[(都)霊堂要害線]、国道 458 号[(都)前田下モ原線、(都)薬師堂裏山線]

・都市幹線道路（主要幹線道路への接続）

(都)落衣島線、(都)高屋落衣線、(都)柴橋日田線、
(都)寒河江川橋最上ふるさと総合公園線、(都)高瀬山石持線、(都)落衣本楯線、
(都)東真木線、(都)東霊堂線、(都)谷地中央通り線、(都)谷地本町通り線、
(都)中央通り線、(都)左沢駅藤田山線、(都)左沢駅最上橋線

・駅前広場（交通結節機能）

寒河江駅前広場及び南口広場、左沢駅前広場

・歩行者道、自転車道等

沼川及び二ノ堰を活用した歩行者空間、間沢寒河江山形自転車道線、(都)間沢海味線

（３）　主要な施設の整備目標

概ね今後10年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

都市計画区域	名称		整備区間
寒河江	都市幹線道路	(都)落衣島線	寒河江市大字西根外
河北	都市幹線道路	(都)谷地中央通り線	河北町谷地

２　下水道及び河川の都市計画の決定の方針

（１）　基本方針

ア　下水道

・市街地における生活排水等を効率的に処理し、生活環境の改善、河川等公共用水域の水質保全を図るため、他の生活排水処理事業との連携・調整を図りながら計画を定めます。また、効率的かつ持続可能な施設管理が行えるよう、圏域内や他圏域との処理施設の共同運営等に努めます。

・雨水排水についても、放流先河川の整備と整合を図り、浸水被害の軽減を図ります。

・下水道の特性を活かし、汚水処理の過程で生じる下水汚泥を原料としたコンポスト等の肥料や燃料へのリサイクル、汚泥処理過程で発生する消化ガスによる発電、緩衝緑地等を利用した太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入供給に努めます。

・年々増加する耐用年数を経過した施設や、劣化の著しい施設、耐震性に問題がある施設については、計画的に改築、更新等を行います。また、都市経営コストの観点から効果の高い施設となるよう見直しを行います。

イ　河川

・都市化による緑地や田畑の減少、地表がアスファルト、コンクリート等に覆われ河川へ一気に流れ込む雨水の増加に対応するため、各河川の特性を踏まえ、河川整備計画等を勘案し計画を定めます。

・河川整備計画等が策定されていない区域においては、計画を策定するとともに、その整備水準を検討し、総合的な観点から計画を定めます。

（２）　主要な施設の配置の方針

・汚水・雨水排水施設や河川の各整備計画との整合を図りながら、治水安全性の向上及び生活環境の改善を図ります。

（３）　主要な施設の整備目標

ア　下水道

概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

都市計画区域	名称
寒河江	寒河江都市計画公共下水道
河北	河北都市計画公共下水道
西川	西川都市計画公共下水道
大江	大江都市計画公共下水道

イ　河川

概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

都市計画区域	名称
寒河江	沼川基幹河川改修事業

３　その他の都市施設の都市計画の決定の方針

・医療施設、高齢者福祉施設、子育て施設等の配置計画を策定し、都市計画に位置づけることを促進します。また、圏域全体に加え、東南村山圏域と北村山圏域を視野に入れた効果的な都市施設の整備と補完を推進します。

・高齢者福祉の維持・充実を図るため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の建替え等にあたり、公有地や公共施設を活用し、まちなか等の利便性の高い地域への誘導を図ります。

・子育て環境の充実を図るため、子育て関連施設については駅や学校周辺等の利便性の高い地域への誘導を図ります。

・都市生活を営む上で必要な学校や病院、市場、ごみ処理場等の既存施設の更新計画を一元管理し、都市計画施設としての配置計画や再編計画に基づき改築更新を促進します。

・都市施設の改築更新を行う際は、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入等を進め、環境負荷の低減に努めます。

第３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）　主要な市街地開発事業の決定の方針

・集約型都市構造の形成に向け、事業執行の適切性・透明性確保の観点及び事業効果の効率的な発現の観点から事業の評価を実施し重点化を図ります。

・土地区画整理事業は、駅周辺や家屋が密集した市街地、公共施設の整備を必要とする地区等での重点的な実施を促進します。

・空き地等の増加したエリア等の小規模な面積での整備に向けた計画等に基づき、地域にとって必要な公共施設の整備や民間主導の整備を促進します。

・快適に安心して暮らせるよう、子育て支援施設、医療施設等の日常生活を支える施設の立地を促進します。

・コンパクトな市街地の形成を目指す観点から、新市街地の整備につながる市街地開発事業（住居系）は原則として行わず、新たな住宅地は現在の用途地域内の空き家及び空き地の低未利用地の活用を検討し、空洞化の抑制を図ります。

（２）　市街地整備の目標

概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の主な事業はありません。

第４　自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）　基本方針

・都市の近郊や市街地に残された緑地等は、豊かな自然と共生した魅力的な住環境を創出する貴重な資源であるため、市街地に残る緑を維持保全し、潤いあふれる都市づくりを進めます。

（２）　主要な緑地の配置の方針

基本方針に基づき、主要な緑地を以下のとおり配置します。

都市計画区域	公園・緑地
寒河江	寒河江公園、最上川ふるさと総合公園、最上川寒河江緑地、チェリーランド河川敷公園
河北	最上川緑地
西川	月山及び寒河江ダム周辺、弓張平公園
朝日	ヌルマタ沢野川自然環境保全地区、磐梯朝日国立公園

また、主要な緑地については、次の３つに分類し、配置を進めます。

ア　環境保全・景観形成のための緑地

・植物・自然を身近に感じられる都市公園等、個性豊かな都市公園づくりを推進します。

・市街地の社寺林、保存樹、水辺等の緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であり、今後とも継続して緑の保全を図ります。

・市街地及びその周辺の良好な農地は、レクリエーション、災害時の避難場所等の多様な機能を有しており、その有効な活用と適正な保全を図ります。
・適正な土地利用誘導により、都市と農村地域の調和を図り、市街地に隣接する農地等の自然環境を保全します。

イ　快適な生活環境の創出のための緑地

・身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となるよう、公園や緑地相互間を有機的に結び、緑のネットワークの形成を図ります。
・市街地の水辺の持つゆとりと安らぎ等をまちづくりに活かして、都市の価値を高めます。

ウ　防災のための緑地

・地震、火災等の災害時の安全性の確保のため、避難地として公園、緑地等を配置し、避難路については避難地を効果的に結びつけるように計画を促進します。併せて、大規模公園については、防災まちづくり拠点としての機能確保を図ります。

（３）　主要な緑地の確保目標

概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

都市計画区域	種別	名称
寒河江	総合公園	寒河江公園
	緑地	最上川寒河江緑地

第５章

土地利用構想図及び都市施設配置図

西村山圏域骨格構造図（寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町）

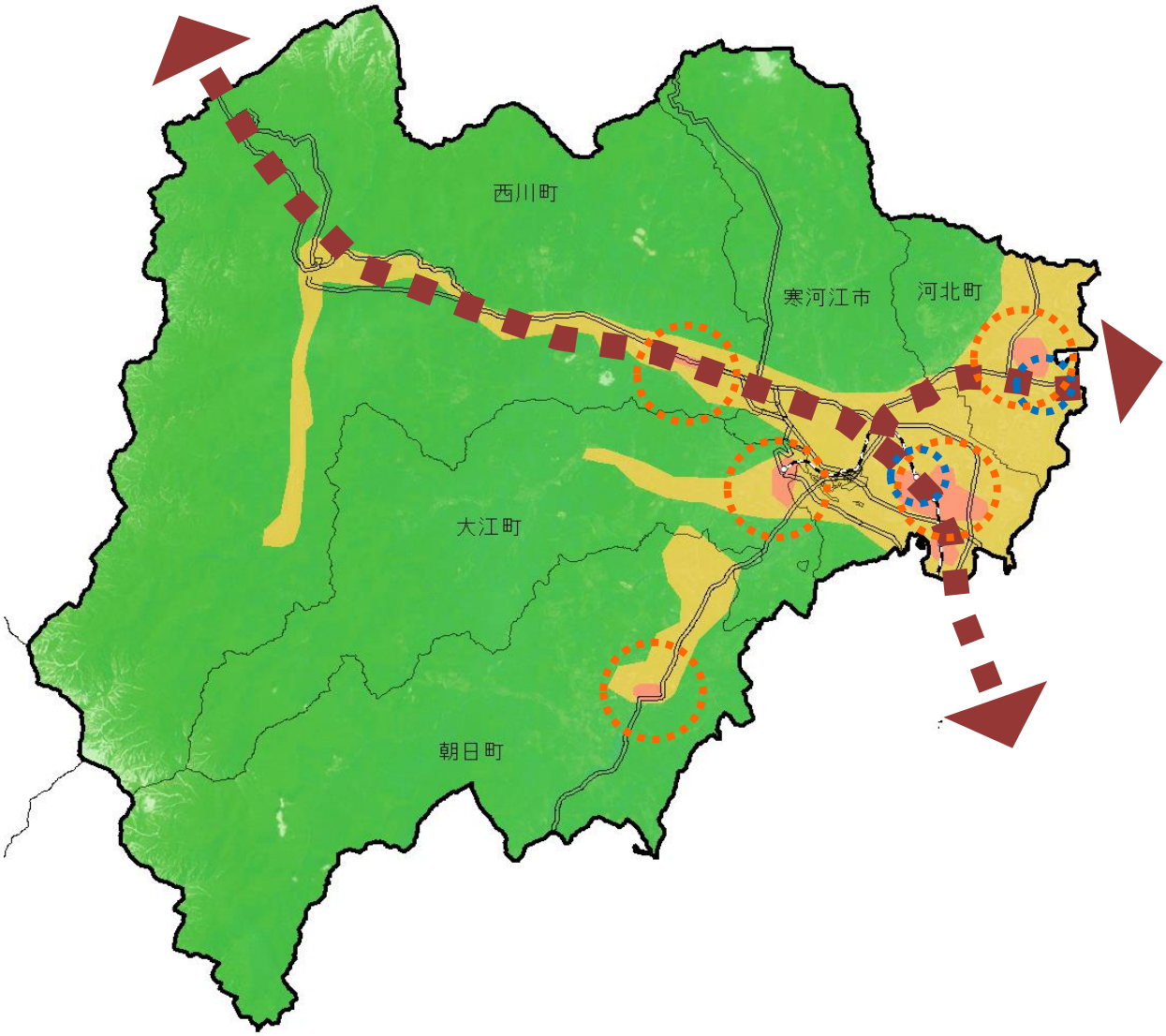

━━	圏域境
──	市町村界
	田園ゾーン
	市街地ゾーン
	自然環境保全ゾーン
	地域拠点
	産業拠点
■■■	骨格的都市軸

寒河江都市計画区域　土地利用構想図及び都市施設配置図

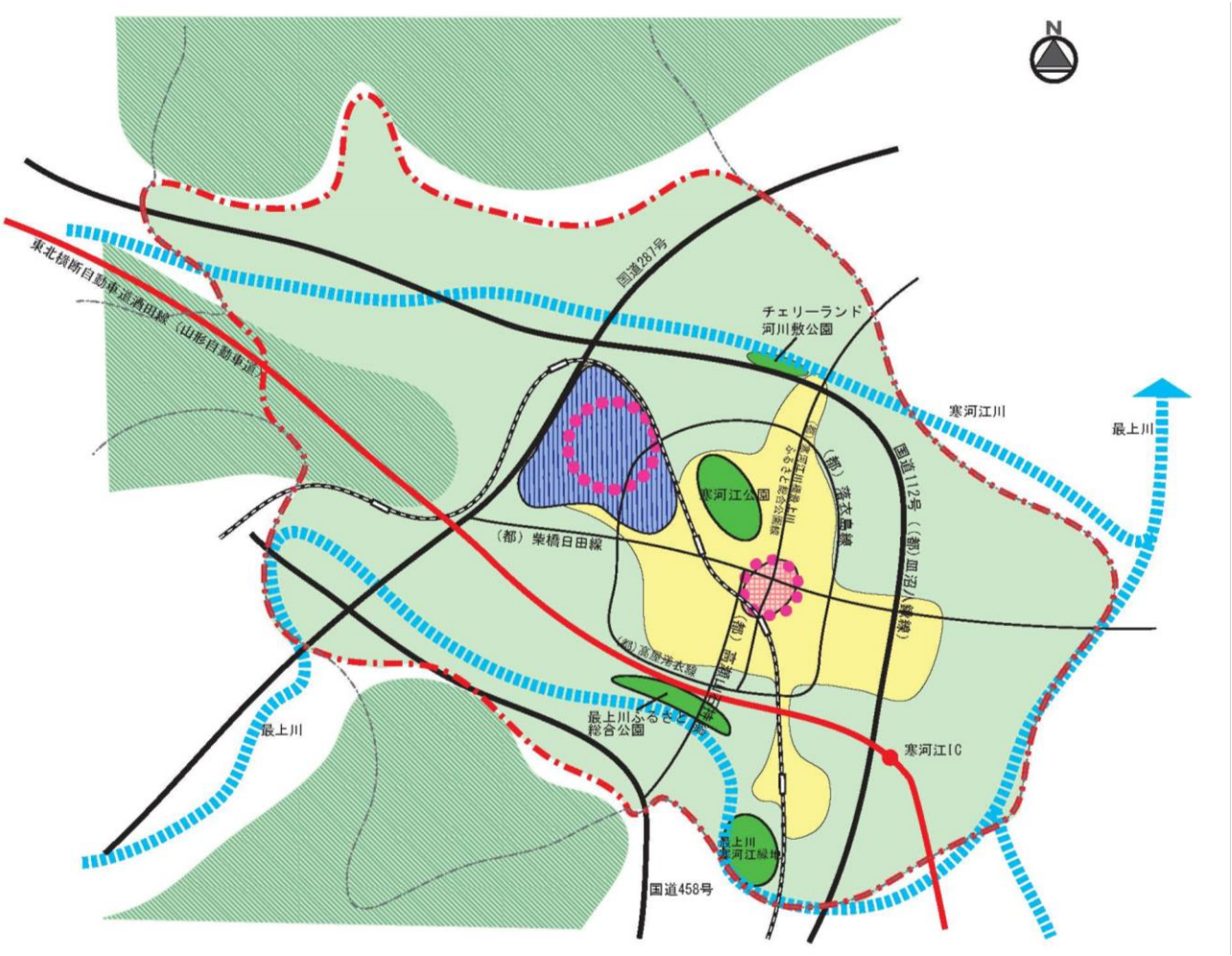

凡　　例	
行政区域	
都市計画区域	
住宅系	
工業系	
商業系	
拠　点	
幹線道路	
主要河川	
公　園	
農　地	
丘陵・山地	

河北都市計画区域　土地利用構想図及び都市施設配置図

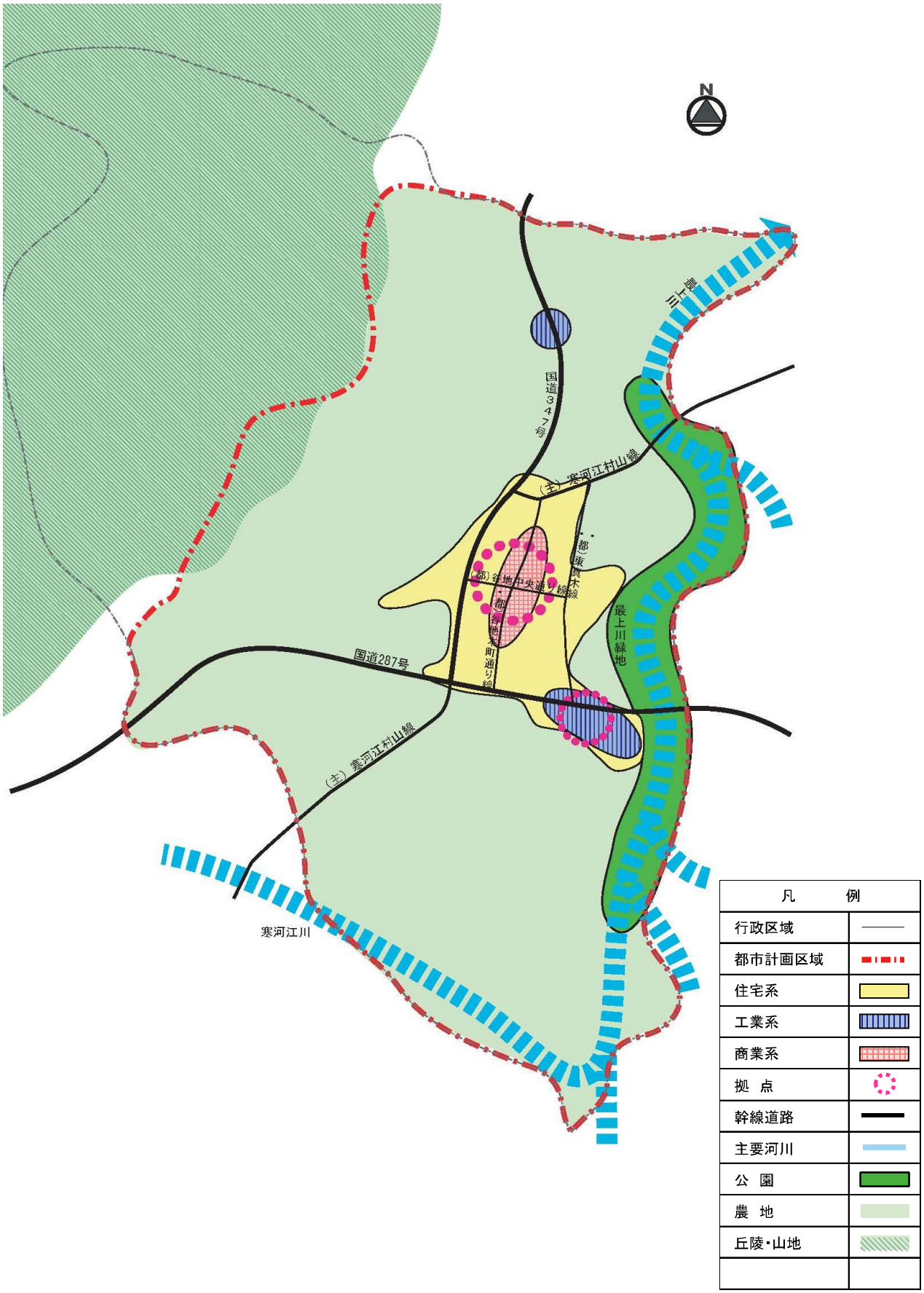

西川都市計画区域　土地利用構想図及び都市施設配置図

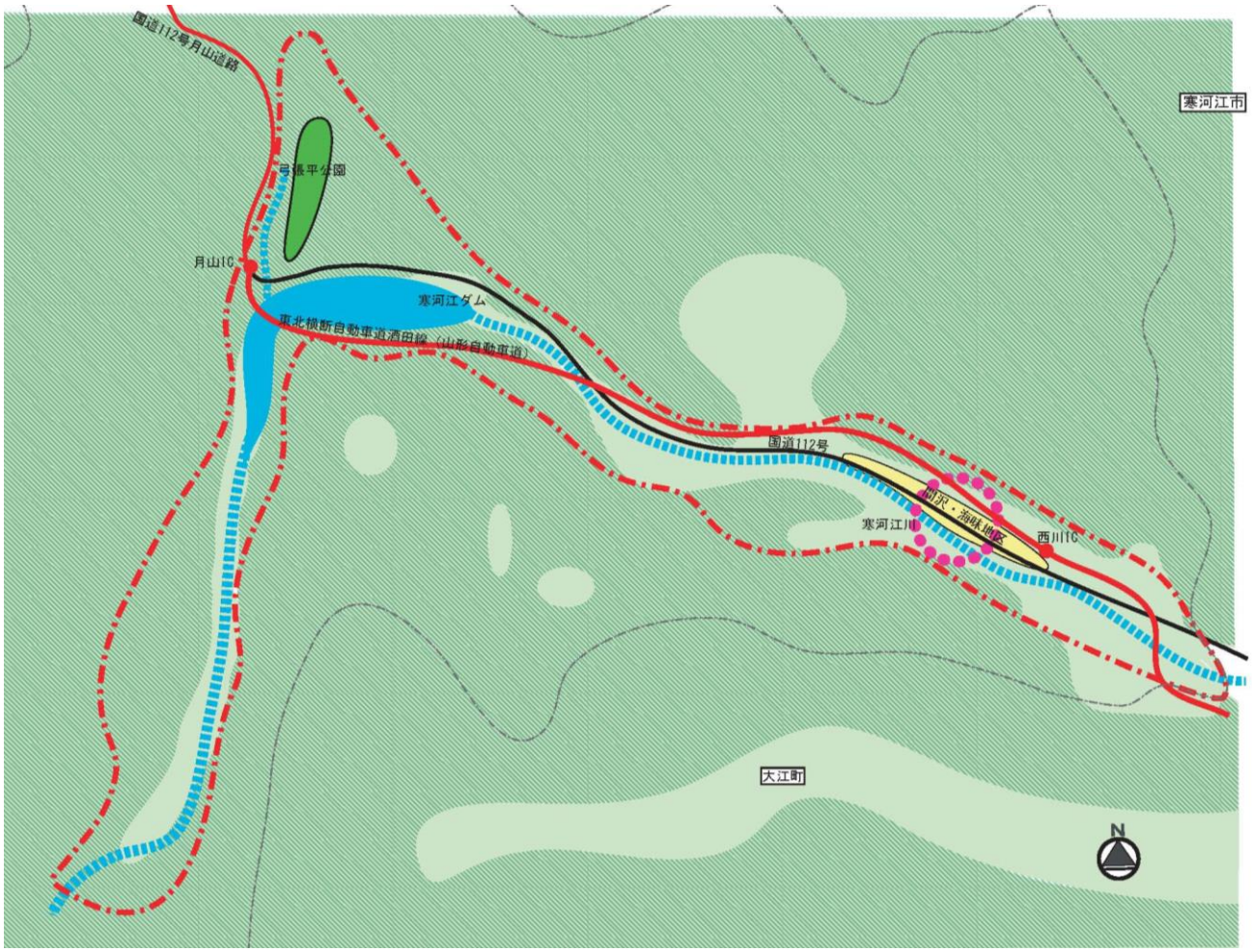

凡　　例	
行政区域	
都市計画区域	
住宅系	
工業系	
商業系	
拠　点	
幹線道路	
主要河川	
公　園	
農　地	
丘陵・山地	

朝日都市計画区域　土地利用構想図及び都市施設配置図

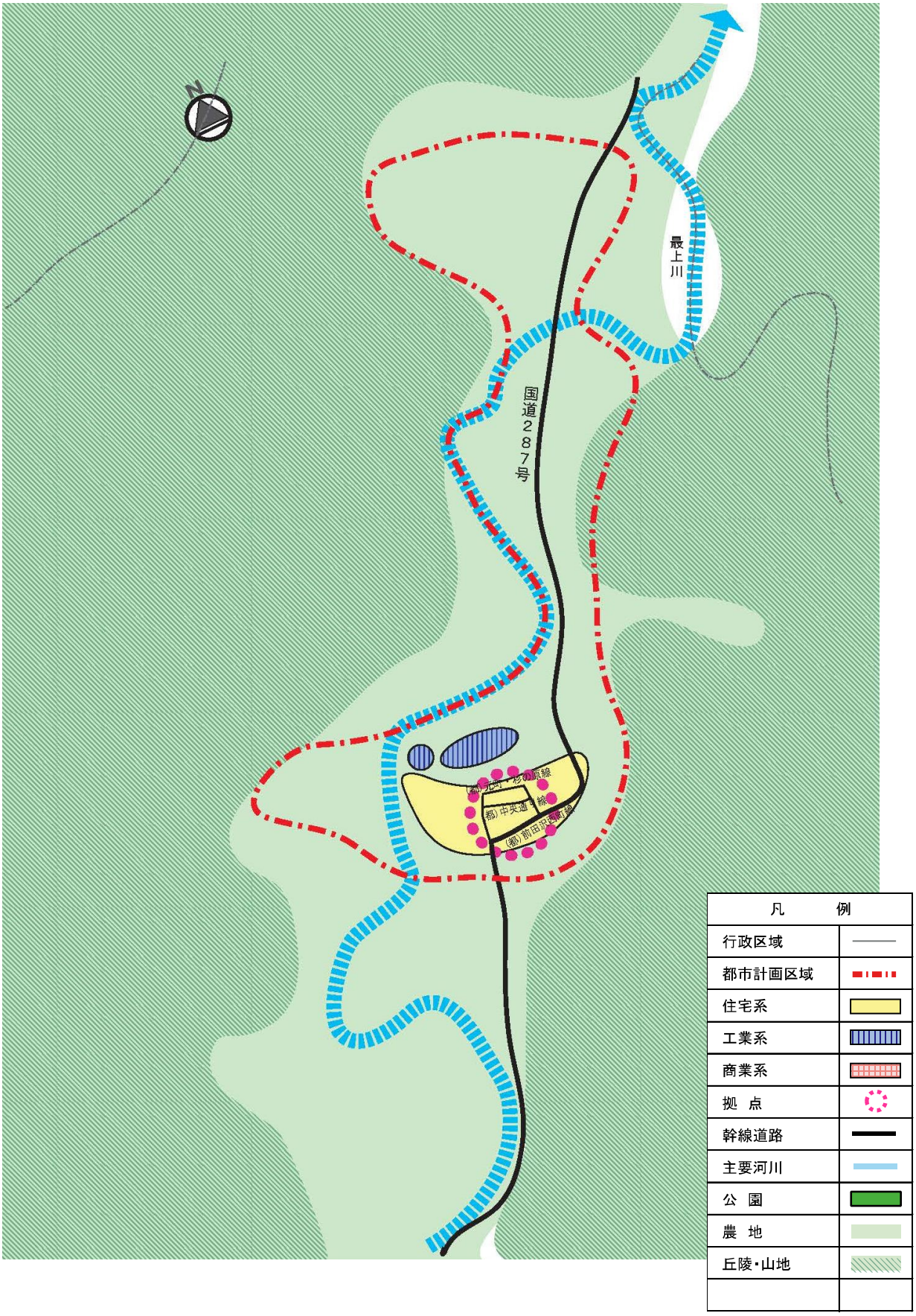
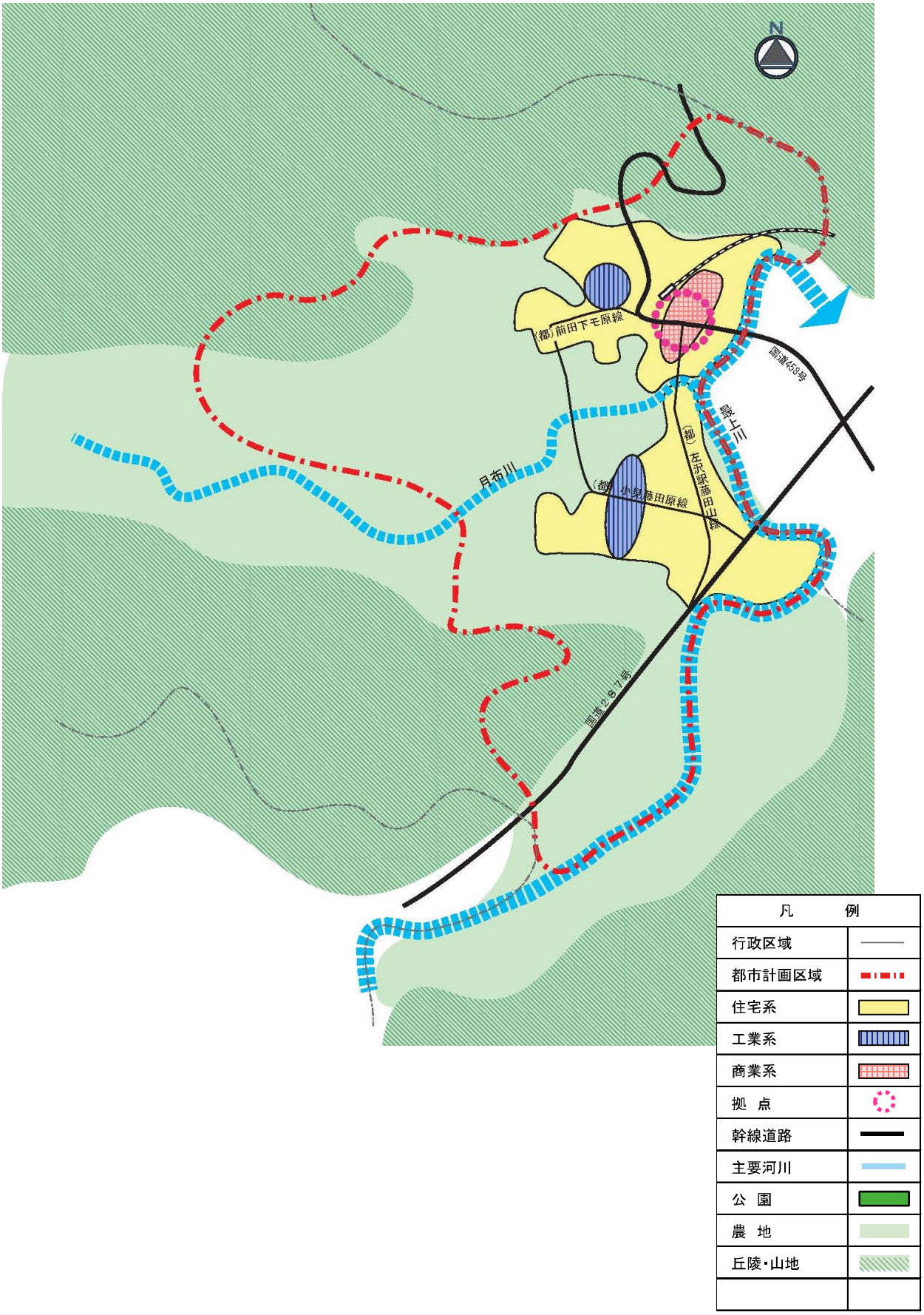
大江都市計画区域　土地利用構想図及び都市施設配置図